

大規模店舗の設置にあたっての手引き

平成28年1月

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

目 次

1	はじめに	1
2	条例の趣旨	3
	「条例前文」	3
	「用語の定義」（条例第2条）	4
	「責務」（条例第4条～第7条）	5
3	大規模集客施設の立地誘導の基本方針	6
	「基本方針」（条例第3条）	6
	「条例の対象外となる区域等」（条例第8条）	7
	「対象施設」（条例第2条）	8
	「対象規模」（条例第3条・第8条）	8
	「大規模店舗を誘導すべき地域要件」（条例別表第1）	9
4	大規模集客施設の設置にあたっての事前手続き	13
	「手続きが必要な者」（条例第2条）	13
	「手続きのフロー」	14
	「提出する書類一覧」	15
	「設置届」（条例第8条）	16
	「届出の時期」（条例第8条）	17
	「住民説明会の開催」（条例第9条）	18
	「関係市町村、関係住民からの意見」（条例第10条）	19
	「知事の意見」（条例第11条）	20
	「知事意見等への異議」（条例第12条）	21
	「勧告」（条例第13条）	22
	「中止の命令」（条例第14条）	23
	「工事着手の制限」（条例第15条）	23
	「重要変更届」（条例第16条）	24
	「その他の届出」（条例第17条）	25
5	地域貢献活動の推進	26
	「地域貢献活動の取組内容」（条例第18条）	26
	「認証制度」（条例第18条）	27
6	その他参考	28
	「集客時飽和度の算定」（規則第14条）	28
	届出様式の記載要領	32
	届出様式及び記入例	35

1 はじめに

鳥取県では、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進のため、都市機能の流出・拡散を抑制し、コンパクトなまちづくりを図るために、都市機能の集積動向に大きな影響を与える大規模店舗の立地を適切な場所へと誘導することを目的として「鳥取県大規模店舗立地誘導条例（以下、条例という。）」及び「鳥取県大規模店舗立地誘導条例施行規則（以下、規則という。）」を制定しています。

この条例に基づき、一定規模以上の店舗、飲食店等の新築・増築・用途変更を行おうとする際、事業者（以下、施設設置者という。）は、関係する各種法手手続きに先立った事前手続きが必要になるとともに、住民と協働して地域貢献活動を積極的に推進することとしています。

本手引きは、条例で規定している大規模店舗の立地誘導の基本方針、設置にあたっての事前手続き、地域貢献活動等について具体的に記載・解説していますので、参考にしてください。

＜条例の概要＞

1 大規模店舗の立地誘導の基本方針（条例第3条）

- ・都市計画区域の内外を問わず、大規模店舗の施設規模（床面積）に応じて、立地を誘導すべき地域の要件を定めています。
- ・立地を誘導する施設は、床面積1,500m²超の店舗、飲食店等とし、次の3段階に区分しています。
 - ① 床面積 10,000m²超
 - ② 床面積 5,000m²超 10,000m²以下
 - ③ 床面積 1,500m²超 5,000m²以下

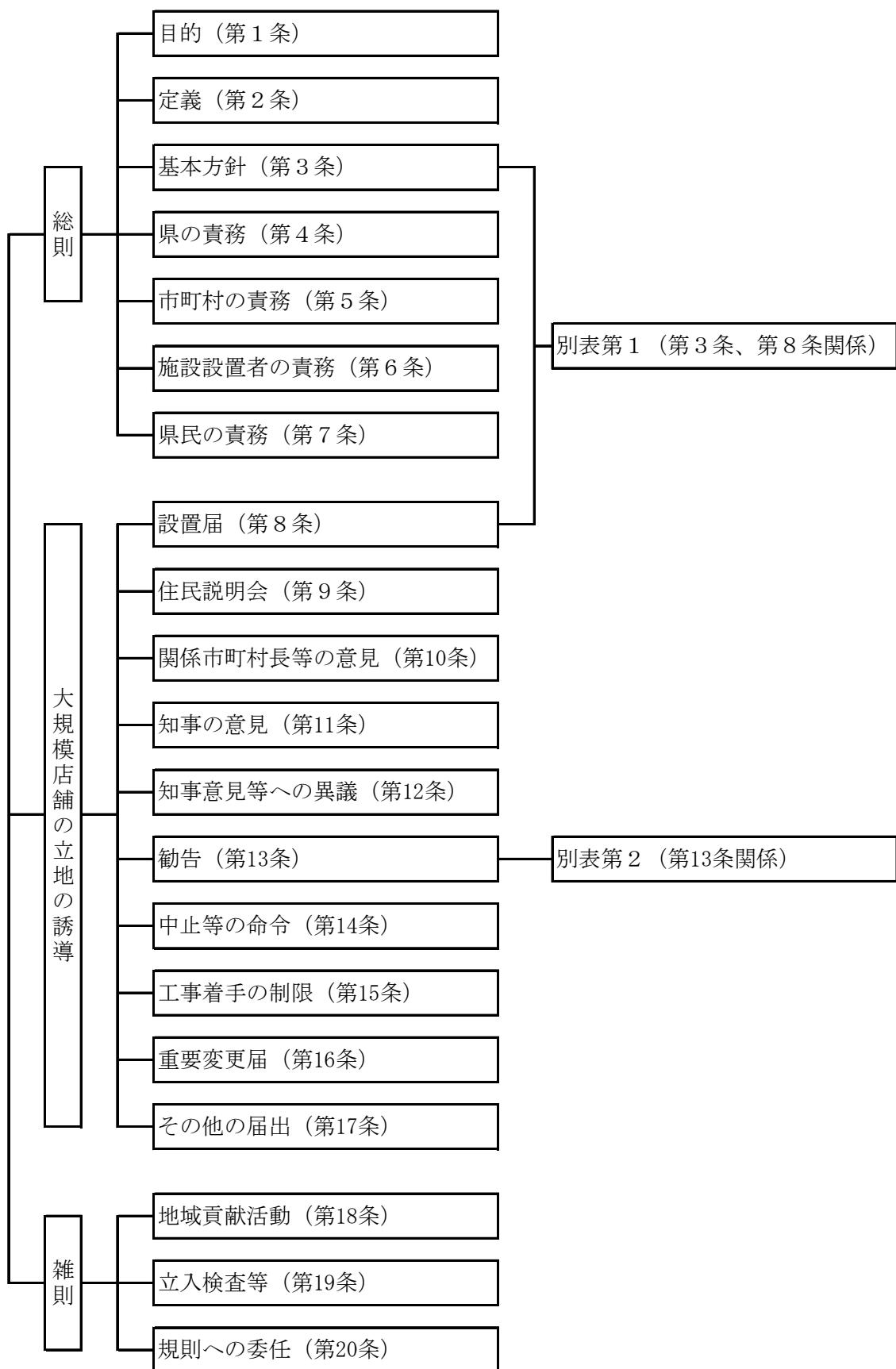
2 大規模店舗の設置にあたっての事前手続き

- ・条例に基づく届出を行う前に、県への事前協議をお願いします。
- ・条例に基づく説明会の前（設置届の提出に向けて県と協議している際）に、立地予定地周辺の自治会、町内会等に対して、できる限りの情報を提供し、意見を聴取しておく等、地域住民に受け入れられやすいようにしておくことが望ましいです。
- ・事業者は各種法手手続きを行う前に「設置届」を知事に提出するとともに、立地市町村で住民説明会を開催します。（条例第8条・第9条）
- ・知事は、関係市町村、住民の意見を踏まえ、コンパクトなまちづくりの観点から事業者に意見を述べます。（条例第10条・第11条）
- ・意見に対する事業者の対応が「コンパクトなまちづくりに著しい支障を生ずる」と判断した場合、知事は施設設置の中止、施設の廃止・撤去を勧告、命令することができます。（条例第13条・第14条）
- ・事業者は、届出から6ヶ月間を経過した後でなければ工事に着手できません。（知事が支障ないと認めた場合はその限りではない。）
さらに、設置届に対する知事意見についての異議の申し出があり、知事が設置届出者にその内容を通知した場合には、その通知の日の翌日から6ヶ月を経過した後でなければ工事に着手できません。（条例第15条）

3 地域貢献活動の推進（条例第18条）

- ・事業者は地域住民と協働して地域貢献活動を積極的に推進することとします。
- ・事業者は地域貢献活動の年間計画を提出し、県の認証を受けることができます。
- ・認証を受けた場合は毎年度、実施状況を県に報告することとなります。

<条例の体系>



2 条例の趣旨

【条例前文】

本県には、都市部はもちろん農村部にも、長い歴史の中で一定の都市機能を集積させ、周辺から多くの人々が集まり、交流する拠点となっている地域が存在する。こうした地域は、その周辺部を含めた広域の経済的・文化的な中心地として、当該広域の社会全体を支えてきた。

しかし、近年では、自家用車の普及等を背景として、住民生活に必要不可欠なサービスを提供する店舗の都市周辺部への立地が進み、中心地域では空き家、空き店舗等が増加し、住民や来訪者が減少して、それが更なる店舗の流出・拡散を招くという悪循環が生じている。

今後、少子化による人口減少が避けられない中で、こうした中心地域からの店舗の流出・拡散を放置していくことは、その周辺部を含めた広域全体が、自家用車を利用しない者にとっては必要な生活サービスも満足に受けられない暮らしにくい地域となり、人口減少に拍車がかかり、地域に根付いた文化、産業等を支えていくことさえ困難になるおそれがある。

また、人や物の輸送等による二酸化炭素排出量の増大や周辺部の開発による自然の減少により、環境への負荷が増大することも懸念される。

今こそ、中心地域にある既存の都市機能の集積を有効に活用しつつ、その周辺部に残る豊かな自然を守り、誰もが暮らしやすく環境への負荷も少ない、持続的に発展していくことが可能な地域を創り上げていかなければならない。

この重要課題に対し、県、市町村、事業者及び県民が、広域的な視点から連携・協働して大規模店舗の立地の誘導に取り組み、もって新しい時代にふさわしいコンパクトなまちづくりの推進に資することができるよう、この条例を制定する。

【条例】

(目的)

第1条 この条例は、大規模店舗の立地について、基本方針を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、広域的な見地からこれを適切な場所へと誘導するための手続等を定めることにより、コンパクトなまちづくりの推進に資することを目的とする。

【用語の定義】（条例第2条関連）

【条例】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンパクトなまちづくり 広域の経済的・文化的な中心地にある既存の都市機能を有効に活用しつつ、その周辺部に残る豊かな自然を守り、誰もが暮らしやすく環境への負荷も少ない、持続的に発展していくことが可能な地域を創り上げることをいう。
- (2) 大規模店舗 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物のうち、これらの用途に供する部分の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。以下同じ。）の合計（以下「総床面積」という。）が1,500平方メートルを超えるものをいう。
- (3) 大規模店舗の設置 大規模店舗を新設し、増築し、若しくは改築すること（増築又は改築にあっては、規則で定める規模又は内容のものに限る。）又は大規模店舗に該当しない建築物を増築等（増築若しくは改築又は用途変更をいう。以下同じ。）により大規模店舗にすることをいう。
- (4) 関係市町村 大規模店舗の敷地（建築物が設置される土地、及びその周辺の土地（当該建築物を使用し又は管理する者がその効用を増加させるために所有権その他の権原に基づいて使用し又は管理すると認められるものに限る。）をいう。以下同じ。）の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）及びこれに隣接する市町村をいう。
- (5) 施設設置者 大規模店舗の設置を行い、又は行おうとする者をいう。

【規則】

（増築等の規模等）

第3条 条例第2条第4号の規則で定める規模又は内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総床面積の2割を超える増加を伴うもの
- (2) 当該増築又は改築に係る部分の用途を集客建築物から他の集客建築物に、又は関連建築物から集客建築物に変更するもの

【責務】（条例第4条～第7条関連）

大規模店舗の立地が基本方針に沿ってコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとなるよう、県、市町村、施設設置者、県民それぞれの責務を定めています。

【条例】

（県の責務）

第4条 県は、前条の方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、自らが策定する地域計画（都市計画法第4条第1項に規定する都市計画その他の地域づくりに関する計画をいう。以下同じ。）を県内におけるコンパクトなまちづくりの推進に配慮したものとともに、大規模店舗の立地をコンパクトなまちづくりの推進と調和させるため、関係市町村の地域計画を尊重しつつ、県民の生活環境の保全、生活上の利便等にも配慮して、施設設置者に必要な指導監督を行い、関係者間の意見調整を図りながら、広域的な見地から大規模店舗の立地を適切な場所へと誘導するものとする。

（市町村の責務）

第5条 市町村は、大規模店舗の立地が、当該市町村の住民の生活環境の保全、生活上の利便等のみならず、隣接する市町村等も含めた広域的な地域の在り方に大きな影響を与えるものであることを認識し、基本方針を踏まえつつ、自らが策定する地域計画を広域におけるコンパクトなまちづくりの推進に配慮したものとするよう努めるとともに、大規模店舗の立地を適切な場所へと誘導するため、県、隣接する市町村等と協調して必要な指導調整を行うものとする。

（施設設置者の責務）

第6条 施設設置者は、大規模店舗の立地について、市町村や県民の意向を尊重しつつ、基本方針にのっとり、県の指導監督に従って、それがコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとなるよう取り組むものとする。

（県民の責務）

第7条 県民は、基本方針を踏まえつつ、大規模店舗の立地が、自らの生活環境の保全、生活上の利便等のみならず、コンパクトなまちづくりの推進に及ぼす影響も考慮して、それが適切な場所で行われるよう、県及び市町村の取組に協力するものとする。

3 大規模店舗の立地誘導の基本方針

【基本方針】（条例第3条関連）

大規模店舗の立地がコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとなるよう基本方針を定めています。

この方針は大規模店舗の立地誘導に関する基本的な考え方を明らかにするとともに、関係市町村の長や関係住民が意見を述べる際及び施設設置者が立地を計画する際の基準となるものです。

- 1 関係市町村の住民の理解を得るため必要な努力が払われた場所に立地させることとする。
- 2 総床面積による規模の区分（10,000m²を超えるもの、5,000m²を超え10,000m²以下のもの、1,500m²を超え5,000m²以下のもの）に応じて、次の事項について定める要件（表－3 P8参考）を備えた場所に立地させることとする（ただし、関係市町村の長がすべてそれぞれの地域づくりの支障にならないと認める場合を除く）。
 - (ア) その敷地から半径1km以内の区域における集客施設及び公益施設等の立地の状況、それらの集客区域の人口並びに水道及び生活排水処理施設の整備の状況
 - (イ) 利用することのできる公共交通機関（鉄道又は路線バスに限る。）の状況
 - (ウ) その敷地から半径2km以内の区域における道路整備及び道路交通の状況
- 3 次に掲げる地域には立地させないこととする（ただし、関係市町村の長がすべてそれぞれの地域づくりの支障にならないと認め、かつ、他法令でも合法的に立地出来る場合を除く）。
 - (ア) 都市計画法による市街化調整区域（主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地区計画の区域を除く。）
 - (イ) 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域
 - (ウ) 自然公園法による自然公園の区域
 - (エ) 自然環境保全法による自然環境保全地域
 - (オ) 景観法による景観計画区域（景観形成団体が景観計画区域のうち景観形成上特に重要なものを定めている場合は、その区域に限る。）

【条例】

（基本方針）

第3条 大規模店舗の立地は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するよう、次の方針に基づき適切な場所へと誘導するものとする。

（1） 大規模店舗は、その立地について、関係市町村の住民（関係市町村の区域内に事務所又は事業場を有する者を含む。以下「関係住民」という。）の理解を得るため必要な努力が払われた場所に立地させること。

（2） 大規模店舗は、別表第1の左欄に掲げるその規模に応じ、同表の右欄に定める要件を備えた場所に立地させること。ただし、全ての関係市町村の長がそれぞれの地域づくりの支障にならないと認めるときは、この限りでない。

（3） 大規模店舗は、次に掲げる地域には立地させないこと。ただし、全ての関係市町村の長がそれぞれの地域づくりの支障にならないと認めるとき（次に掲げる地域ごとに、それぞれに規定する法律又は条例に適合するときに限る。）は、この限りでない。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する市街化調整区域（同法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域を除く。）

イ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域

ウ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域

エ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項に規定する自然環境保全地域

オ 景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（景観行政団体が当該区域のうち景観形成上特に重要なものを定めている場合にあっては、当該特に重要な区域に限る。）

【条例の対象外となる区域等】（条例第8条第2項関連）

都市計画で商業機能の集積を図ろうとしている区域に、商業機能が中核となる大規模店舗が立地することは適切であるため、次の場合は、条例の対象外（手続き不要）としています。

- （1）都市計画法基づく近隣商業地域若しくは商業地域又は開発整備促進区域内において行われるもの
- （2）市町村において、主として商業その他の業務の利便を増進するために都市計画法に基づき定められた地区計画区域において行われるもの。
- （3）都市再開発法に掲げる市街地再開発事業の施行に伴うもの

【条例】（抜粋）

（設置届）

第8条

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する大規模店舗の設置については、適用しない。

- （1）都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域若しくは商業地域又は同法第12条の5第4項に規定する開発整備促進区において行われるもの
- （2）都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画（主として商業その他の業務の利便を増進するため定めるものに限る。）の区域において行われるもの
- （3）都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1項第1号に掲げる市街地再開発事業の施行に伴うもの

【都市計画法】（抜粋）

（地域地区）

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区で必要なものを定めるものとする。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

（地区計画）

第十二条の五

4 次に掲げる条件に該当する土地の区域における地区計画については、劇場、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する大規模な建築物（以下「特定大規模建築物」という。）の整備による商業その他の業務の利便の増進を図るため、一体的かつ総合的な市街地の開発整備を実施すべき区域（以下「開発整備促進区」という。）を都市計画に定めることができる。

一 現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれる土地の区域であること。

二 特定大規模建築物の整備による商業その他の業務の利便の増進を図るため、適正な配置及び規模の公共施設を整備する必要がある土地の区域であること。

三 当該区域内において特定大規模建築物の整備による商業その他の業務の利便の増進を図ることが、当該都市の機能の増進に貢献することとなる土地の区域であること。

四 第二種住居地域、準住居地域若しくは工業地域が定められている土地の区域又は用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）であること。

【都市再開発法】（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 市街地再開発事業 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都

市計画法（昭和四十三年法律第百号）及びこの法律（第七章を除く。）で定めるところに従つて行われる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業を行い、第三章の規定により行われる第一種市街地再開発事業と第四章の規定により行われる第二種市街地再開発事業とに区分する。

【対象施設】（条例第2条関連）

大規模店舗を設置するにあたり、条例で対象となる施設は、床面積に応じて、前頁で述べた地域要件を満たす地域に立地することとなります。

本条例で対象となる施設は、「店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物（以下、「店舗等」という。）のうち、これらの用途に供する部分の総床面積が1,500m²を超えるものです。

※ 平成28年1月1日施行の改正条例により、従来対象とされていた、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場、勝舟投票券発売所は対象外となりました。

表－1 対象となる施設

用途	施設例	備考
店舗	物販店舗、サービス店舗（銀行のATM、クリーニング店を含む）	売場等のほか、通路、バックヤード等を含む面積。
飲食店	レストラン、喫茶店	駐車場は含まれない。

【対象規模】（条例第3条・第8条関連）

床面積の合計が以下に該当する規模に応じて立地誘導する地域要件を定めました。

- ①床面積 10,000m²超
- ②床面積 5,000m²超 10,000m²以下
- ③床面積 1,500m²超 5,000m²以下

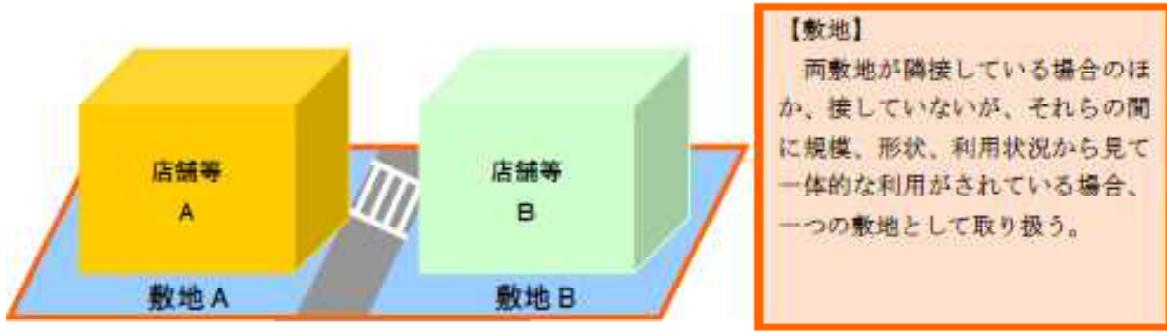
建物を新築して床面積が1,500m²を超える場合のほか、既存の建物の増築、改築又は用途変更により床面積が1,500m²を超えることとなる場合も含まれます。

※床面積の考え方

1. 「床面積」とは、建築基準法施行令に規定する「建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積」をいいます。
2. 「床面積」には、店舗等の用途に供する部分のほか、通路、バックヤード、荷さばき施設、廃棄物等保管施設、店舗等のための事務室、トイレ、厨房などを含みます。店舗等に附属する駐車場は含めません。

【一体の施設の考え方】

同じ敷地又は隣接する敷地（両敷地が接してはいないが、それらの間に一体的な利用を妨げない土地しか存在しない場合を含む。）において設置されるもの、ショッピングモールのように、1,500m²以下の店舗等を複数棟建築する場合であって、2棟以上の店舗等が駐車場等の施設を共有することにより一体的な利用がなされる場合等、個別の事案の利用形態等からみて用途不可分の関係にある場合には、これら2以上の店舗等の床面積の合計により判断します。



表－3 大規模店舗を誘導すべき地域要件

施設の総床面積 立地判断の要因		10, 000m ² 超	10, 000m ² 以下 5, 000m ² 超	5, 000m ² 以下 1, 500m ² 超	備 考
都市機能の集積 「コンパクト性」	指標1 都市機能の集積状況 <small>(1)集客施設の数</small>	100施設以上	25施設以上	8施設以上	敷地から半径1kmの範囲内
	<small>(2)公益施設等の数</small>	40施設以上	8施設以上	4施設以上	敷地から半径1kmの範囲内
移動の円滑化 「交通アクセス性」	指標2 人口の集積状況 <small>集客施設又は公益施設等を反復継続利用する者の居住する地域を包括する区域の居住人口</small>	3万人以上	2千人以上	1千人以上	敷地から半径1kmの範囲内 学校を除く
	指標3 都市基盤の整備状況	水道が整備され、生活排水処理施設の対象区域であること。			
移動の円滑化 「交通アクセス性」	指標4 公共交通機関の施設との位置 <small>敷地から半径2km以内に鉄道駅(利用者が4,000人/日以上)又は路線バス停留所(利用者が200人/日以上)がある</small>	敷地から半径2km以内に鉄道駅(利用者が4,000人/日以上)又は路線バス停留所(利用者が200人/日以上)がある	敷地から半径1km以内に鉄道駅又は路線バスの停留所(利用者が30人/日以上)若しくは路線バスの停留所が5箇所以上ある	敷地から半径1km以内に鉄道駅又は路線バスの停留所(利用者が30人/日以上)若しくは路線バスの停留所が5箇所以上ある	バス停の利用者数は、500mの範囲内で隣接するバス停の利用者の合計数
	指標5 公共交通機関のアクセスの頻度 <small>(1)公共交通機関の路線数 (2)公共交通機関の全ての運行頻度</small>	5路線以上 1時間当たり最大6便以上	2路線以上 1時間当たり最大3便以上	2路線以上 1時間当たり最大2便以上	鉄道及び路線バスの路線数 鉄道及び路線バスの路線数
移動の円滑化 「交通アクセス性」	指標6 道路交通基盤の状況 <small>(1)2車線以上の道路密度 (2)周辺の主要交差点の集客時飽和度</small>	6km/km ² 以上 集客施設に予定集客数があった場合の交通量が最も多くなる時間帯の交通解析により、平日・休日とも飽和度が0.9を超えない	4km/km ² 以上	2km/km ² 以上	敷地から半径2kmの範囲内 敷地から半径2kmの範囲内

表－3の解説

1. 指標1の①の「集客施設」とは劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、勝舟投票券発売所又は場内車券売場の用に供される建築物をいいます。

また、ショッピングモールについては、モール内にある複数の店舗（建築物）をそれぞれひとつの集客施設としますが、ひとつの建築物に複数の店舗がある複合施設については、全体でひとつの集客施設とします。

表－4 集客施設（条例別表第1）

用途	施設例
劇場	音楽ホール、演芸ホール、多目的ホール
映画館	映画館（シネマコンプレックスを含む）
演芸場	寄席等の演芸場
観覧場	客席のある総合体育館、スタジアム（屋外観覧場を含む）
店舗	物販店舗、サービス店舗（銀行のATM、クリーニング店を含む）
飲食店	レストラン、喫茶店
展示場	イベント施設、メッセ
遊技場	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、アミューズメント施設、大規模テーマパーク、カラオケボックス
勝馬投票券発売所	競馬の券売場
場外車券売場	競輪、オートレースの競走場外の券売場
場内車券売場	競輪、オートレースの競走場内の券売場
勝舟投票券発売所	競艇の券売場

2. 指標1の②の「公益施設等」とは国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる法人の施設、都市計画法第11条第1項第5号の教育文化施設及び同項第6号の医療施設（保育所、社会福祉施設は含みません）のことをいいます。

なお、これらに準ずる法人とは、独立行政法人、地方公共団体が設立した公社及び法人のことをいいます。

表－5 公益施設等の施設

用途	施設例	備考
国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる法人の施設	市町村役場・同支所、保健所、税務署など	
教育文化施設	幼稚園、学校（各種、専修学校を含む）、図書館 博物館、美術館 体育館、水泳場、ボーリング場など	客席のないものに限る
医療施設	病院、診療所（医院、クリニックを含む）	

【都市計画法】（抜粋）

（都市施設）

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設が必要なものとする。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

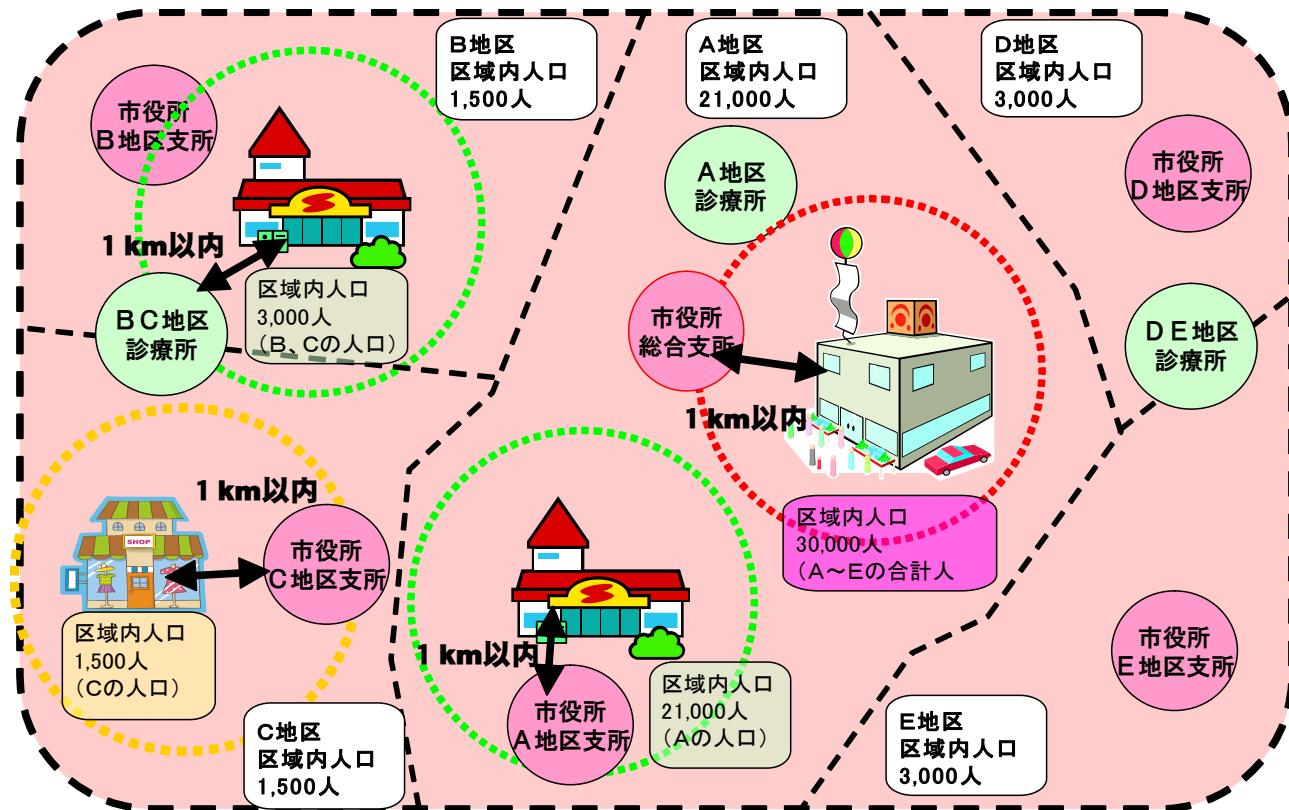
{

五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設

六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設

}

3. 指標2で示す人口とは、集客施設（表－4 P10参照）又は公益施設等（表－5 P10参照）（ただし学校を除く）を反復継続して利用する者の居住地をおおむね包含する区域に居住している人口のことをいいます。



4. 指標3の水道が整備された区域とは、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第12項に規定する給水区域（同条第2項に規定する水道事業に係るものに限る。）をいい、生活排水処理施設の対象区域とは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の4第1項に規定する生活排水処理施設（市町村が整備したものに限る。）により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域をいいます。

【水道法】（抜粋）

（用語の定義）

第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

1 2 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

【水質汚濁防止法】（抜粋）

（国及び地方公共団体の責務）

第十四条の四 市町村（特別区を含む。以下この章において同じ。）は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るために必要な対策（以下「生活排水対策」という。）として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設（以下「生活排水処理施設」という。）の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。

5. 指標 4 の備考「500mの範囲内で隣接するバス停」とは各バス停間の距離をいい、大規模集客施設の敷地外周境界（以下、敷地という。）から〇kmの範囲内において、500m以内に隣接する他の路線バスの停留所があれば、その利用者数を合計することができるということです。
6. 指標 5 の①「公共交通機関の路線」は大規模集客施設が設置される土地、及びその周辺の土地を訪れる際に利用することのできる公共交通機関（鉄道又は路線バスに限る）の路線数をいい、指標 5 の②「運行頻度」とは1時間あたりの便数をいいます。ここでは、これに該当するすべての路線を通じた運行の頻度が最も高い時間帯における1時間当たりの運行便数をいいます。
7. 指標 6 の①の「道路密度」は、敷地から半径 2 km 以内にある 2 車線以上の道路延長を区域面積で除したものをいいます。
8. 指標 6 の②「集客時飽和度」は敷地から半径 2 km 以内にある複数の 2 車線以上の道路が交わり信号機により交通管制が行われている交差点で、集客経路にあたる交差点において算定します。
算定方法は規則第 14 条及び別途「鳥取県大規模店舗立地誘導条例施行規則第 15 条における知事が別に定めることについて」で定めているほか、「集客時飽和度の算定」（P 29～31）を参考として算定して下さい。
9. 指標 1 及び指標 2 並びに指標 6 の備考「敷地から半径〇kmの範囲内」、指標 4 の「敷地から〇km以内に～」とは大規模店舗が設置される土地、及びその周辺の土地（当該建築物等を使用し又は管理する者がその効用を増加させるために所有権その他の権原に基づいて使用し又は管理するものに限る。）の敷地から〇kmの範囲のことをいいます。
10. 「大規模店舗を誘導すべき地域要件」の各要件に係る調査方法は問いませんが、「設置届」の際に添付する書類で「要件を備えた場所に立地することを証する書類」（条例第 8 条第 3 項第 3 号）の提出も必要となりますので、各数値の根拠が明確になるよう整理して下さい。

4 大規模集客施設の設置にあたっての事前手続き

大規模店舗を設置する場合は、関係する各種法手続を行う前に「設置届」を知事に提出するとともに、立地市町村で住民説明会を開催する必要があります。

知事は、関係市町村、住民の意見を踏まえ、コンパクトなまちづくりの推進に調和するものとするための対策が必要であるか否かの意見を設置届出者に述べます。この知事意見に対して、関係市町村長、関係住民、設置届出者は異議の申し出を行なうことができます。関係市町村長、関係住民から異議の申し出があった場合、知事は、その内容を設置届出者に通知します。また、知事意見に対する異議の申し出について、理由があると認める場合は知事意見を変更します。

知事は、意見に対する設置届出者の対応が「コンパクトなまちづくりの推進に著しい支障を生ずる」と認めた場合、設置届出者に対して施設設置の中止、施設の廃止・撤去を勧告、命令することができます。

設置届出者は、届出から6月間は、知事が支障ないと認めないと限り、工事に着手できません。さらに、設置届に対する知事意見についての異議の申し出があり、知事が設置届出者にその内容を通知した場合には、その通知の日の翌日から6月間を経過した後でなければ工事に着手できません。

【手続きが必要な者】（条例第2条第3項関連）

大規模店舗の設置にあたり、届出が必要な者は以下のとおりです。

- ・大規模店舗を新設しようとする者
- ・大規模店舗を増築又は改築により床面積の2割を超える増加をしようとする者
- ・大規模店舗に該当しない床面積1,500m²以下の施設を増築又は改築により大規模集客施設にしようとする者
- ・既存の施設の用途を変更して大規模店舗にしようとする者

※増築、改築とは

増築：既にある建築物の床面積を増加させることであり、改築に該当する場合を除く。

改築：建築物の全部若しくは一部を除却し、又は建築物の全部若しくは一部が災害によって滅失した後、引き続き同一敷地内において用途、規模及び構造の著しく異なる建築物又はその部分を造ることをいう。

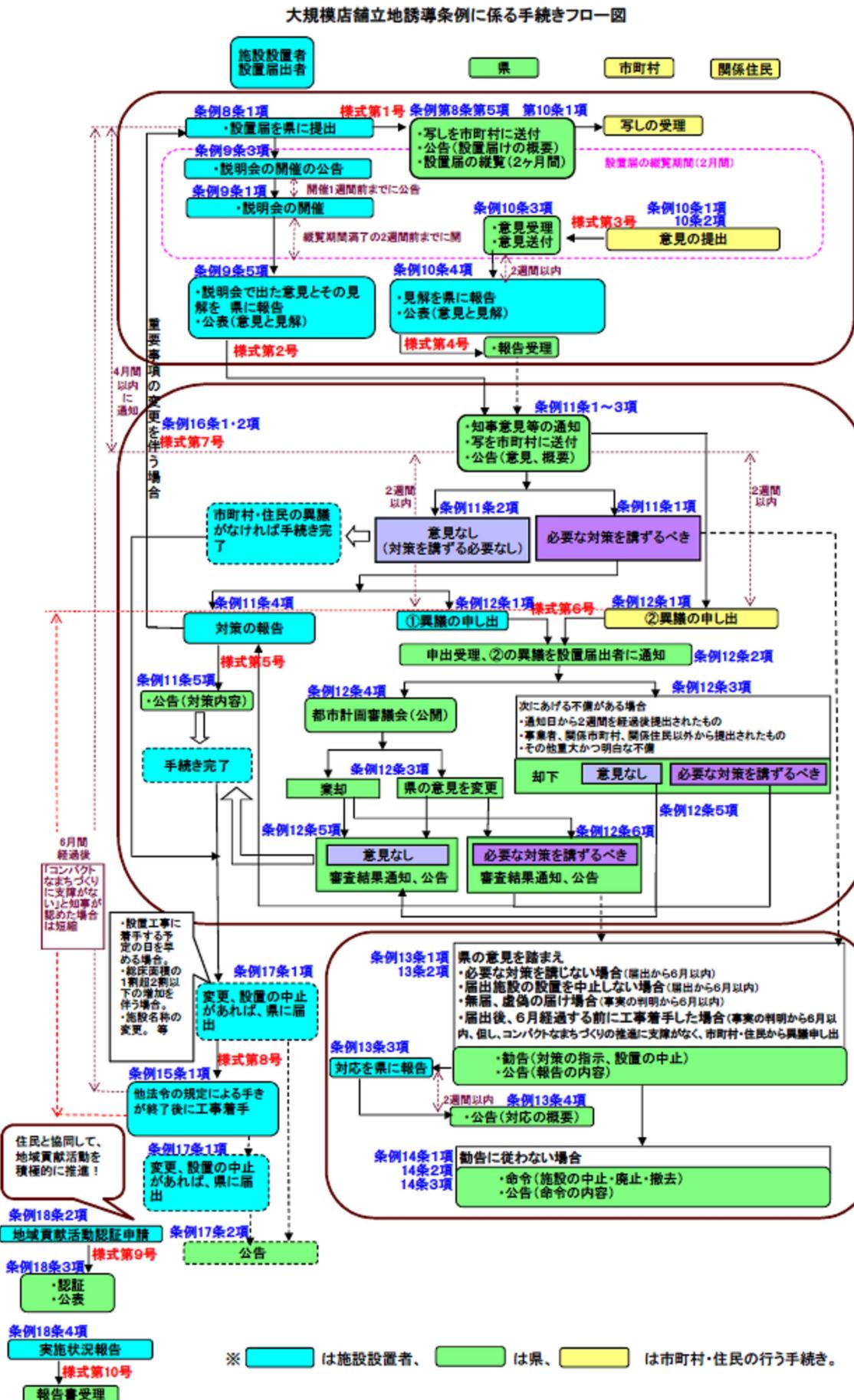
※複数の設置者（管理者）がいる場合の扱い

1. 一体の施設（P8参照）として認められる複数棟の店舗に複数の設置者がいる場合、一方の設置者の施設が増築することによって、大規模店舗となる場合には、この設置者のみならず、増築しなかった他方の設置者も大規模店舗を新設する者として含まれます。
2. 店舗等と店舗等以外の施設が一体となって建てられた場合（例えば、低層階が店舗等で、高層階がマンションのような建物）、建物内において自分の所有に係る部分に集客施設がない者（マンション所有者など）は設置者には該当せず、届出の必要はありません。

※手続きが不要な場合

都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域等の区域内で行われるものなどについては、条例の適用外となり手続きの必要はありません。（P7参照）

【手続きのフロー】



【提出する書類一覧】

名称	関係条項	内 容	提出時期
(様式第1号) 大規模店舗設置 届出書	条例第8条第1項	新たに設置するとき (「軽微な増築等※1」を含む)	工事着手の6月以上前
(様式第2号) 住民説明会開催 結果報告書	条例第9条第5項	住民説明会における住民意見とそれに対する見解を報告するとき	住民説明会終了後遅滞なく
(様式第3号) 意見書	条例第10条第1項 第2項	関係市町村、関係住民が施設の設置について意見を述べるとき	設置届出書の縦覧期間内
(様式第4号) 見解報告書	条例第10条第4項	意見書に対する見解を報告するとき	意見書の送付を受けたから2週間以内
(様式第5号) 対策報告書	条例第11条第4項	知事意見に対して対策を講じることとした場合	
(様式第6号) 異議申立書	条例第12条第1項	知事意見に対して異議がある場合	通知・送付を受けた日、公告の日から2週間以内
(様式第7号) 大規模店舗重要 変更届出書	条例第11条第4項	知事意見に対する対応として重要な変更※2をおこなう場合	
	条例第16条第1項	設置工事が完了する迄に重要な変更をしようとする場合	設置工事が完了するまで
(様式第8号) 大規模店舗変更 (設置中止)届出書	条例第17条第1項	届出事項の重要な変更及び軽微な変更※3以外の変更※4をしたとき	設置工事が完了するまで
		届出施設の設置を中止したとき	設置工事が完了するまで
(様式第9号) 地域貢献活動認 証申請書	条例第18条第2項	地域貢献活動の年間実施計画書を作成したとき	
(様式第10号) 地域貢献活動実 施状況報告書	条例第18条第4項	知事の認証を受けた者が、認証に係る活動の実施結果を報告するとき	

※ 1 軽微な増築等 … 規則第4条

- ・区域区分（床面積10,000m²超、5,000m²超10,000m²以下、1,500m²超5,000m²以下）に変更を生じさせない増築等（増築若しくは改築又は用途変更）であって、総床面積の3割を超える増加を伴わないもの。

※ 2 重要な変更 … 条例第11条第5項 規則第8条

- ・大規模店舗の敷地の所在地の全てを変更するもの
- ・大規模店舗の用途を変更するもの
- ・大規模店舗の総床面積の2割を超える増加を伴うもの

※ 3 軽微な変更 … 規則第11条第1項

- ・総床面積を増加させる変更であって、総床面積の1割を超える増加を伴わないもの
- ・総床面積を減少させる変更であって、当該大規模店舗の条例別表第1の左欄に掲げる規模の区分に変更を生じさせないもの
- ・設置工事に着手する予定の日を延期するもの

※4 上記2、3以外の変更 … 条例第17条第1項 規則第11条第2項

- ・大規模店舗の名称を変更するもの
- ・大規模店舗の敷地の所在地の一部を変更するもの
- ・総床面積の1割超2割以下の増加を伴う場合
- ・設置工事に着手する予定の日を早めるもの

【設置届】（条例第8条第1項関連）

大規模店舗を設置する場合、条例で規定する事項を記載した大規模店舗設置届出書（様式第1号。以下「設置届」という。）及び添付書類を知事に提出する必要があります。

「設置届」が提出された場合、知事はその概要を公告するとともに公告の日の翌日から2月間公衆の縦覧に供するとともに、関係市町村の長にも設置届及び添付書類の写しを送付します。

【条例】（抜粋）

（設置届）

第8条 施設設置者は、大規模店舗の設置について、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 大規模店舗の名称
- (2) 大規模店舗の所在地
- (3) 大規模店舗の用途
- (4) 大規模店舗の総床面積
- (5) 大規模店舗の設置に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手する予定の日
- (6) 規則で定める軽微な増築等以外の場合にあっては、予定集客数（大規模店舗で予定している客の数をいう。以下同じ。）

3 第1項の規定による届出（以下「設置届」という。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大規模店舗の敷地の区域及び面積、各建築物の配置、用途及び規模並びに構造設備の概要を記載した図面
- (2) 第1項第6号に規定する場合にあっては、予定集客数の算定方法を記載した書類
- (3) 大規模店舗が、別表第1の左欄に掲げるその規模に応じ、同表の右欄に定める要件を備えた場所に立地することを証する書類
- (4) その他規則で定める書類

【規則】（抜粋）

（設置届）

第5条

2 条例第8条第1項第6号の規則で定める軽微な増築等は、条例別表第1の左欄に掲げる規模の区分に変更を生じさせない増築等であって、総床面積の3割を超える増加を伴わないものとする。

【条例】（抜粋）

別表第1（第3条、第8条関係）

総床面積が10,000平方メートルを超える規模	1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。
総床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の規模	1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。

総床面積が1,500平方メートルを超える、5,000平方メートル以下の規模	1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。
---------------------------------------	---------------------------------------

【届出の時期】（条例第8条第4項関連）

大規模店舗の設置が次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないものであるときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければなりません。

1. 建築基準法に基づく建築確認の申請（指定確認検査機関への建築確認の申し込みを含む）
2. 森林法に基づく開発許可の申請
3. 農地法に基づく農地の転用の許可又は農地等の転用のための権利移動の許可（市街化区域内にある農地を転用する場合の届出又は同区域内にある農地等の転用のための権利移動の届出を含む）
4. 都市計画法に基づく開発許可の申請

この規定は、大規模店舗の設置について知事が広域的な見地から意見を述べるものであることから、本手続き終了後に、知事意見を反映した計画で関係する他法令の手続きを開始するようにしたもののです。

また、「工事着手の制限」（条例第15条 P23参照）も考慮し届出を行ってください。

【条例】（抜粋）

（設置届）

第8条

- 4 設置届は、大規模店舗の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。
- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認
 - (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可
 - (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の9第1項若しくは第1条の17第1項の規定による届出
 - (4) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可

【住民説明会の開催】（条例第9条関連）

設置届出者は「設置届」を提出した後、住民説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければなりません。

これは、「設置届」の縦覧にあわせて説明会を開催することにより、関係住民により一層内容を把握していただくとともに、関係住民からの意見を十分に聴取することを目的としています。

説明会は以下のとおり開催することとなります。

1. 説明会は「設置届」の縦覧の満了する日の2週間前までに実施しなければなりません。
2. 説明会を開催する1週間前までは規則第5条第1項で定める方法により、大規模店舗の名称、所在地、用途、説明会の日時及び場所を公表しなければなりません。
3. 説明会は立地市町村においては必ず開催することとしていますが、知事が必要と認める場合には、近隣市町村においても開催していただくこととしています。
4. 説明会の開催は、住民等の参集の便や要望状況により複数回開催していただくことが望ましい場合もあります。関係住民の意見を十分に聴取し、場合によっては協議を重ねる必要があると考えますので、適切な説明会の実施をお願いします。
5. 説明会が終了したときは、説明会で関係住民が述べた意見※¹とその意見に対する見解を知事に報告するとともに規則第5条第3項で定める方法により、速やかに公表しなければなりません。（上記4.による説明会については、この報告は必要ありません。）

※1 関係住民が述べた意見とは

コンパクトなまちづくり、関係市町村における地域づくり、関係住民の生活上の利便等に関する意見であり、それらに関係のない事項に関する意見は除きます。

【条例】

（住民説明会）

第9条 設置届をした施設設置者（以下「設置届出者」という。）は、前条第5項に定める期間（以下「縦覧期間」という。）の満了する日の2週間前までに、その設置届出書類の内容を関係住民に周知させるための説明会（以下「住民説明会」という。）を開催しなければならない。

- 1 住民説明会は、立地市町村において開催するものとする。ただし、知事が必要があると認めて指示したときは、これに隣接する市町村においても開催しなければならない。
- 2 設置届出者は、住民説明会を開催する日の1週間前までに、規則で定める方法により、開催する日時及び場所を公表しなければならない。
- 3 設置届出者は、次の各号のいずれにも該当すると知事が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、住民説明会を開催することを要しない。
 - (1) やむを得ない事由により、第3項の規定により公告した日時及び場所で住民説明会を開催することができなくなった場合
 - (2) 前各項の規定により住民説明会を開催すること、又はその開催により設置届出書類の内容を関係住民に適切に周知させることが困難な場合
 - (3) 設置届出者が、設置届出書類の内容を関係住民に周知させるため、住民説明会の開催に代えて行う措置が適切なものである場合
- 4 設置届出者は、住民説明会（前項の規定により住民説明会を開催しなかった場合にあっては、同項第3号の代替措置とする。以下同じ。）を終了したときは、規則で定めるところにより、住民説明会で関係住民が述べた意見（コンパクトなまちづくり、関係市町村における地域づくり、関係住民の生活上の利便等に関する意見を除く。次条において同じ。）及び当該意見に対する設置届出者の見解の概要を、遅滞なく知事に報告するとともに、速やかに公表しなければならない。

【規則】（抜粋）

（設置届出者による公表の方法）

第5条 条例第9条第3項の規定で定める方法は、条例第8条第1項第1号から第3号までに掲げる事項並びに住民説明会を開催する日時及び場所を次のいずれかの方法により周知する方法とする

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- (2) 関係市町村の世帯のおおむね全部に必要事項を記載した書面を配布する方法
- (3) 前2号に掲げる方法に代わるものとして知事が適当と認める方法

3 設置届出者は、条例第9条第5項及び第10条第4項の規定による公表を次のいずれかの方法により行わなければならない。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- (2) 関係市町村の世帯のおおむね全部に書面を配布する方法
- (3) インターネットを利用して2週間以上一般の閲覧に供する方法（当該方法により閲覧に供する旨及び閲覧に供する期間を前2号のいずれかの方法によりあらかじめ周知する場合に限る。）
- (4) 第1号又は第2号に掲げる方法に代わるものとして知事が適当と認める方法

【関係市町村、関係住民からの意見】（条例第10条関連）

1. 関係市町村の長及び関係住民は、届出施設の設置について縦覧期間内に書面で知事に意見を述べることができます。
2. 知事は、意見が述べられたときは、その意見を記載した書面を設置届出者に送付します。設置届出者は送付を受けた日の翌日から2週間以内に、意見に対する見解を知事に報告するとともに、その意見と見解を規則第5条で定める方法により公表しなければなりません。

【条例】

（関係市町村長等の意見）

第10条 知事は、設置届があったときは、関係市町村の長に対し、速やかにその設置届出書類の写しを送付するとともに、当該設置届に係る大規模店舗の設置（以下「届出施設の設置」という。）について、縦覧期間内に書面で意見を述べよう求めるものとする。

- 2 関係住民は、届出施設の設置について、規則で定めるところにより、縦覧期間内に書面で知事に意見を述べることができる。
- 3 知事は、第1項又は前項の意見が述べられたときは、当該意見を記載した書面を設置届出者に送付するものとする。
- 4 設置届出者は、前項の規定による送付を受けたときは、規則で定めるところにより、その日の翌日から起算して2週間以内に、それに対する見解を知事に報告するとともに、第1項及び第2項の意見並びにそれに対する見解の概要を公表しなければならない。

【知事の意見】（条例第11条関連）

1. 知事は、説明会、関係市町村の長及び関係住民からの意見とそれに対する設置届出者の見解を踏まえ、設置届があつた日の翌日から4月以内に次のどちらかの意見等を設置届出者に通知するとともに、その通知内容の概要を公告します。
 - (1) 届出施設の設置についてコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講ずるべきであるとの意見及びその理由を通知。
 - (2) (1) の通知をする必要がない旨を通知。
2. 設置届出者は上記1.の(1)の意見を受けた場合は、その意見に対する対策を知事に報告することとなります。対策の内容により「重要事項の変更を伴う場合」は、改めて「設置届」を提出しなければなりません。

【条例】

(知事の意見)

- 第11条 知事は、届出施設の設置についてコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講ずる必要があると認めるときは、設置届があつた日の翌日から起算して4月以内に、当該対策を講ずべきであるとの意見をその理由と併せて設置届出者に通知するとともに、その写しを関係市町村の長に送付するものとする。この場合において、知事は、第9条第5項及び前条第4項の意見及び見解を勘案するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による通知をする必要ないと認めるときは、その旨を設置届出者に通知するとともに、その写しを関係市町村の長に送付するものとする。
 - 3 知事は、前2項の規定による通知をしたときは、その通知内容（以下「知事意見等」という。）の概要を公告するものとする。
 - 4 設置届出者は、第1項の規定による通知を受けた場合において、届出施設の設置についてコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講ずることとしたときは、規則で定めるところにより、当該対策の内容等を知事に報告しなければならない。
 - 5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに公告するものとする。この場合において、当該報告に係る対策が設置届における第8条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更（第2号又は第4号に掲げる事項の変更にあっては、規則で定めるものに限る。以下「重要な変更」という。）を伴うものであるときは、当該報告を第16条第1項の規定による届出とみなして、同条第2項に定めるところによるものとする。

(設置届) (抜粋)

第8条 施設設置者は、大規模集客施設の設置について、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (2) 大規模店舗の敷地の所在地
- (3) 大規模店舗の用途
- (4) 大規模店舗の総床面積

【規則】

(重要な変更)

第8条 条例第11条第5項の規則で定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第8条第1項第2号に掲げる事項の変更にあっては、当該敷地の所在地のすべてを変更するもの
- (2) 条例第8条第1項第4号に掲げる事項の変更にあっては、総床面積の2割を超える増加を伴うもの

【知事意見等への異議】（条例第12条関連）

1. 設置届出者、関係市町村の長、関係住民は、知事意見に対して異議がある場合は、その旨を知事に申し出ることができます。
2. 知事は、提出された申出書に不備がある場合は却下します。
そうでない場合は都市計画審議会の意見を聴いて棄却又は知事意見を変更します。
3. 知事はその結果（却下、棄却、知事意見の変更）を申出者に通知し公表します。
4. 知事意見を変更し、その内容により「適切な対策を講じる必要がある」場合、設置届出者は当該対策の内容を知事に報告しなければなりません。

【条例】

（知事意見等への異議）

- 第12条 次の各号に掲げる者は、知事意見等に異議があるときは、当該各号に定める日の翌日から起算して2週間以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に申し出ることができる。
- (1) 設置届出者 前条第1項の規定による通知を受けた日
 - (2) 関係市町村の長 前条第1項又は第2項の規定による送付を受けた日
 - (3) 関係住民 前条第3項の規定による公告のあった日
- 2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、次に掲げる不備がある場合及び当該申出をした者が設置届出者である場合を除き、その旨及び異議の内容を設置届出者に通知するものとする。
- (1) 前項に定める期間を過ぎて提出されたこと。
 - (2) 前項各号に掲げる者以外の者から提出されたこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、重大かつ明白な不備
- 3 知事は、第1項の規定による申出を受けた場合において、前項に掲げる不備があるときは、当該申出を却下し、それ以外のときは、当該申出の内容を審査した上で、当該申出に理由がないと認める場合は、これを棄却し、理由があると認める場合は、知事意見等を変更するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による審査を行うに当たっては、鳥取県都市計画審議会の意見を聞くものとする。この場合において、同審議会における審議は、原則として公開するものとする。
- 5 知事は、第3項の規定により申出を却下し、若しくは棄却し、又は知事意見等変更して前条第1項の規定による通知をする必要ないと認めた場合には、その旨をその理由と併せて当該申出をした者（その者が設置届出者でない場合において、知事意見を変更したときには、その者及び設置届出者）に通知するとともに、公告するものとする。
- 6 知事は、第3項の規定により知事意見等を変更して届出施設の設置についてコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講ずべきであるとの意見を述べることとした場合には、当該意見をその理由と併せて設置届出者に通知するとともに、その写しを当該申出をした者に送付するものとする。この場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

【勧告】（条例第13条関連）

- 知事は、大規模店舗の設置及び存置によりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合、勧告をすることができます。勧告をした場合はその内容を公告します。
- 勧告を受けた者は、その対応及び理由を知事に報告しなければなりません。
- 知事は報告を受けたときは、その概要を公告します。

【条例】

(勧告)

第13条 知事は、別表第2の左欄に掲げる場合において、引き続き大規模店舗の設置が行われ又はそれが存置されることによりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じるおそれがあると認めるとときは、施設設置者に対し、同表の中欄に定める措置をとるよう勧告することができる。ただし、同表の右欄に掲げる期日より後に、当該勧告をすることはできない。

- 知事は、前項の規定による勧告をしたときは、速やかにその内容を公告するものとする。
- 施設設置者は、第1項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告を受けた日の翌日から起算して2週間以内に、当該勧告への対応及び当該対応をとることとした理由を知事に報告しなければならない。
- 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその概要を公告するものとする。

【条例】

別表第2（第13条関係）

第11条第1項の規定による意見の通知を受けた設置届出者が、当該意見を踏まえ、届出施設の設置をコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講じようとしない場合又は届出施設の設置を中止ようとしない場合	(1) 知事が指示するところに従って当該対策を実施すること。 (2) 届出施設の設置を中止すること。	設置届があつた日の翌日から起算して6月を経過する日
設置届をせず、又は虚偽の設置届をして、大規模店舗の設置を行い、又は行おうとしている場合（重要変更届をせず、又は虚偽の重要変更届をして、設置届と異なる内容で届出施設の設置を行い、又は行おうとしている場合を含む。）	(1) 知事が指示する期間は大規模店舗の設置を停止し、設置届その他この条例に定める手続を適切に行うこと。 (2) 大規模店舗の設置を中止すること。 (3) 既に設置されている大規模店舗を廃止すること。	その事実を確認した日の翌日から起算して6月を経過する日
設置届出者が第15条の規定に違反して設置工事に着手している場合	設置工事を中止すること。	その事実を確認した日の翌日から起算して6月を経過する日

【中止等の命令】（条例第14条関連）

1. 知事は、勧告を受けた設置届出者が、正当な理由なくこれに従わず、施設の設置又は存置によりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じると認められる場合、施設の設置の中止又は施設の廃止を命ずることができます。
2. 知事は、命令を受けた設置届出者が、正当な理由なくこれに従わず、施設の設置又は存置によりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じる場合、又は命令に従って施設の設置が中止され、若しくは施設が廃止されたが施設の存置により周辺環境の保全に著しい支障が生じる場合に、施設の全部又は一部の撤去、修繕等を行うよう命ずることができます。
3. 知事は、上記の命令をしたときは、その内容を公告します。

【条例】

（中止等の命令）

第14条 知事は、前条第1項の規定による勧告を受けた施設設置者が正当な理由なくこれに従わない場合において、引き続き大規模店舗の設置が行われ又はそれが存置されることによりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じると認めるときは、当該施設設置者に対し、大規模店舗の設置の中止又は既に設置されている大規模店舗の廃止を命ずることができる。

2 知事は、次の各号に掲げる場合には、大規模店舗（大規模店舗にしようとした建築物又は大規模店舗であった建築物を含む。以下同じ。）の全部又は一部が存置されることにより、当該各号に定める事態となるのを防止するために必要な限度において、施設設置者に対し、当該大規模店舗の全部又は一部の撤去、修繕その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

(1) 前項の規定による命令を受けた施設設置者が、正当な理由なくこれに従わない場合 コンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じる事態

(2) 前項の規定による命令に従って大規模店舗の設置が中止され、又は大規模店舗が廃止された場合 周辺における地域づくり、生活環境の保全、生活上の利便等に著しい支障が生じる事態

3 知事は、第1項又は前項の規定による命令をしたときは、速やかにその内容を公告するものとする。

【工事着手の制限】（条例第15条関連）

設置届出者は、設置届をした日の翌日から6月を経過した後でなければ、設置工事に着手できません。さらに、設置届に対する知事意見についての異議の申出があり、知事が施設届出者にその内容を通知した場合には、その通知の日の翌日から6月間を経過した後でなければ工事に着手できません。

この規定は、本手続き中に大規模店舗に係る工事が行われると、条例の目的が達成できないおそれがあるため定めたものであり、違反した場合は知事が勧告（条例第13条 前項参照）することができ、その内容を公告することとなります。

ただし、条例第15条各号の規定に該当する場合はこの限りではありませんが、設置工事に着手する予定の日を変更する場合には、条例第17条に基づき、その旨を知事に申し出る必要があります（P15～16参照）。

【条例】

（工事着手の制限）

第15条 設置届出者は、設置届をした日の翌日から起算して6月を経過する日（第12条第1項の規定による申出があったときは、同条第2項の規定による通知の日の翌日から起算して6月を経過する日。別表第2において同じ。）の翌日以降でなければ、設置工事に着手してはならない。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれに該当することとなった日の翌日以降、設置工事に着手することができる。

(1) 第11条第2項の規定による通知を受けた場合において、第12条第1項に定める期間内に同項の規定による申出がなかったとき。

(2) その他設置工事に着手したとしても、コンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じるおそれではなく、この条例の規定によるその後の手続にも支障は生じないと知事が認めたとき。

※設置工事の着手とは

「設置工事の着手」とは、施設の建築のみの場合は根切り工事又は基礎杭打ち工事への着手をいい、土地の区画形質の変更を伴う場合は敷地の造成工事への着手をいいます。

【重要変更届】（条例第16条関連）

設置届出者は、設置工事が完了するまでの間に以下に示すいずれかの変更（重要な変更）をしようとする場合は、知事に届け出る必要があります。（P15頁参照）

- ・大規模店舗の敷地の所在地の全てを変更するもの
- ・大規模店舗の用途
- ・大規模店舗の総床面積の2割を超える増加を伴うもの

「重要変更届」は新たな設置届として「設置届」と同様の手続きを行うこととなります。

【条例】（抜粋）

（重要変更届）

第16条 設置届出者は、設置工事が完了するまでの間に重要な変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出（以下「重要変更届」という。）があったときは、当該重要変更届を変更後の内容による新たな設置届とみなし、当該変更前の設置届は撤回されたものとみなして、第8条（第4項及び第5項に限る。）から前条までの規定を適用する。

（知事の意見）

第11条

5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに公告するものとする。この場合において、当該報告に係る対策が設置届における第8条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更（第2号又は第4号に掲げる事項の変更にあっては、規則で定めるものに限る。以下「重要な変更」という。）を伴うものであるときは、当該報告を第16条第1項の規定による届出とみなして、同条第2項に定めるところによるものとする。

（設置届）

第8条 施設設置者は、大規模店舗の設置について、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 大規模店舗の名称
- (2) 大規模店舗の所在地
- (3) 大規模店舗の用途
- (4) 大規模店舗の総床面積
- (5) 大規模店舗の設置に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手する予定の日
- (6) 規則で定める軽微な増築等以外の場合にあっては、予定集客数（大規模集客施設の全体で予定している客の数をいう。以下同じ。）

【規則】

（重要な変更）

第8条 条例第11条第5項の規則で定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第8条第1項第2号に掲げる事項の変更にあっては、当該敷地の所在地のすべてを変更するも

の

(2) 条例第8条第1項第4号に掲げる事項の変更にあっては、総床面積の2割を超える増加を伴うもの

【その他の届出】（条例第17条関連）

設置届出者は、設置工事が完了するまでの間に「設置届」に係る事項の変更（重要な変更及び軽微な変更を除く）をし、又は施設の中止をしようとする場合は、届出が必要です。

（P15～16参照）

- ・大規模店舗の名称を変更するもの
- ・大規模店舗の敷地の所在地の一部を変更するもの
- ・総床面積の1割超2割以下の増加を伴う場合
- ・設置工事に着手する予定の日を早めるもの

【条例】

（その他の届出）

第17条 設置届出者は、設置工事が完了するまでの間に設置届に係る事項の変更（重要な変更及び規則で定める軽微な変更を除く。）をし、又は届出施設の設置を中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告するものとする。

5 地域貢献活動の推進

施設設置者は、大規模店舗の設置がコンパクトなまちづくりの推進と調和するのみならず、地域社会に貢献するものとなるよう、施設及びその周辺地域において、地域貢献活動を、住民と協働で積極的に推進してください。

地域貢献活動は認証制度とし、認証した場合はその内容を公表いたします。

これは大規模店舗の社会的存在、影響力の大きさを考え、社会貢献活動の取組を広く関係住民に理解していただき、施設設置者の積極的な地域貢献活動を支援していこうとするものです。また、認証した地域貢献活動を公表することにより、企業価値が高まるものになると考えています。

【地域貢献活動の取組内容】（条例第18条関連）

地域貢献活動とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動その他地域社会の活性化に資する活動をいいます。

【特定非営利活動促進法】（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救援活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 情報化社会の発展を図る活動
- 十三 科学技術の振興を図る活動
- 十四 経済活動の活性化を図る活動
- 十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十六 消費者の保護を図る活動
- 十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

ただし、この上記に示す全てに対して取組を求めるものではなく、その他の活動に取り組むことを妨げるものでもありません。

また、その他の活動としては、交通対策の実施、地域づくりの取組への協力、地産地消の推進、地域雇用確保への協力、少子高齢化対策、災害発生時及び地域防災への協力、防犯・青少年非行防止対策の推進、環境対策、景観形成・街並みづくりへの協力、撤退時の対策、教育訓練への協力等が考えられます。

【認証制度】

施設設置者は、地域貢献活動の年間実施計画を知事に提出し、その内容が地域社会に貢献するものであることについて、知事の認証を受けることができます。認証を受けた場合、その内容はインターネット等で公表されます。

認証を受けた者は、その活動の実施結果を毎年、知事に報告しなければなりません。報告された内容についてもインターネット等で公表されます。

地域貢献活動は、施設設置者がその地域のために自主的・主体的に取り組むものであり、事業者の取組内容について知事が意見を述べるものではありませんが、敷地内の清掃等の事業活動上必要不可欠な活動は除きます。

【条例】

(地域貢献活動)

第18条 施設設置者は、大規模店舗の設置が、コンパクトなまちづくりの推進と調和するのみならず、地域社会に貢献するものとなるよう、当該大規模店舗及びその周辺地域において、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動その他地域社会の活性化に資する活動（以下「地域貢献活動」という。）を、住民と協働で積極的に推進するものとする。

- 2 施設設置者は、毎年、地域貢献活動の年間実施計画を作成して知事に提出し、当該計画に基づく活動が地域社会に貢献することについて、規則で定めるところにより、知事の認証を受けることができる。
- 3 知事は、前項の規定による認証をしたときは、速やかにその内容を公表するものとする。
- 4 第2項の規定による認証を受けた施設設置者は、規則で定めるところにより、当該認証に係る活動の実施結果を知事に報告しなければならない。

6 その他参考

【集客時飽和度の算定】

1. 交差点の集客時飽和度とは

交差点の混雑状況を示す指標であり、交差点を通過する交通量と、当該交差点の構造的要素により通行できる最大交通量の比により表されます。

$$\text{集客時飽和度} = \text{【実交通量】} / \text{【交差点を通過できる最大交通量】}$$

【実交通量】→現在及び集客施設営業時における実際の交通量

【交差点を通過できる最大交通量】

→道路の構造的要素（車線数、幅員等）により決定される交通量

集客時飽和度が1.0を超えると、その交差点は交通量をさばくことができない飽和状態となります。しかし、実際は赤・黄信号の損失時間があることから、一般的に0.9を超えると交差点は飽和状態となるといわれています。

【条例】（抜粋）

（基本方針）

第3条 大規模店舗の立地は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するよう、次の方針に基づき適切な場所へと誘導するものとする。

（2）大規模店舗は、別表第1の左欄に掲げるその規模に応じ、同表の右欄に定める要件を備えた場所に立地させること。ただし、関係市町村の長がすべてそれぞれの地域づくりの支障にならないと認めるときは、この限りでない。

別表第1（第3条、第8条関係）

総床面積が10,000平方メートルを超える規模	<p>3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。</p> <p>（2）複数の2車線以上の道路が交わる交差点であって信号機により交通管制が行われているもの（以下「主要交差点」という。）がある場合にあっては、その集客時飽和度（大規模店舗に予定集客数があった場合における主要交差点の時間当たりの最大の交通量の、当該主要交差点の交通が飽和状態となる交通量に対する割合として、規則で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。）が平日及び休日ともに0.9を超えないこと。</p>
-------------------------	--

【規則】

（集客時飽和度の算定）

第14条 集客時飽和度は、主要交差点の各流入方向からの予測交通量（大規模店舗に予定集客数があつた場合において、当該交差点を信号機による管制に従って当該流入方向から1時間に通過できる自動車の台数（知事が別に定めるところにより算定したものとする。）のうち最大のものをいう。）を、その飽和交通流率（交通需要が飽和状態となつた場合において、当該交差点を青色の灯火の信号（以下「青信号」という。）により直進し、左折し、又は右折することができる状態で当該流入方向から1時間に通過できる自動車の台数（知事が別に定めるところにより算定したものとする。）のうち最大のものをいう。）で除して得た数のうち、同一の青信号に従つて同時に当該交差点を通過できる流入方向に係るものの大さきを合計した数値とする。

**鳥取県大規模集客施設設立地誘導条例施行規則第15条
における知事が別に定めることについて**

1 「大規模集客施設に予定集客数があった場合において、当該交差点を信号機による管制に従って当該流入方向から1時間に通過できる自動車の台数」とは次とおりとする。

当該交差点の各時間帯における各流入方向毎の現況交通量に、大規模集客施設に予定集客数があった場合に新たに発生する各時間帯における各流入方向毎の交通量を加えることにより算定した交通量が、信号機の管制により1時間に通過できる自動車の台数とする。

2 「交通需要が飽和状態となった場合において、当該交差点を青色の灯火の信号により直進し、左折し、又は右折することができる状態で当該流入方向から1時間に通過できる自動車の台数」とは次のとおりとする。

当該交差点の各流入方向で、各車線（直進車線、左折車線、右折車線）毎に以下に示す算定式で飽和交通流率の基本値に各補正率を乗じ、それを合計したものを1時間に通過できる自動車の台数とする。

〈算定式〉

$$\text{各車線で1時間に通過できる自動車の台数} = \text{基本値(表1)} \times \text{幅員補正率(表2)} \\ \times \text{縦断勾配補正率(表3)} \times \text{大型車混入補正率(表4)}$$

(表1) 1車線あたりの飽和交通流率の基本値

車線の種類	基 本 値
直進車線	2, 0 0 0
左折車線	1, 8 0 0
右折車線	1, 8 0 0

(表2) 車線幅員による補正率

車線幅員 (m)	補 正 率
2. 5 以上 3. 0 未満	0. 9 5
3. 0 以上 3. 5 未満	1. 0 0

ただし右折車線は2. 7 5 m以上あれば1. 0 0とする。

(表3) 縦断勾配による補正率

縦断勾配 (%)	補 正 率
- 6	0. 9 5
- 5	0. 9 6
- 4	0. 9 7
- 3	0. 9 8
- 2	0. 9 9
- 1	1. 0 0
0	1. 0 0
+ 1	1. 0 0
+ 2	0. 9 5
+ 3	0. 9 0
+ 4	0. 8 5
+ 5	0. 8 0
+ 6	0. 7 5

(表4) 大型車混入による補正率

大型車混入率 (%)	補 正 率
0	1. 0 0
5	0. 9 7
10	0. 9 3
15	0. 9 0
20	0. 8 8
25	0. 8 5
30	0. 8 3
35	0. 8 0
40	0. 7 8
45	0. 7 6
50	0. 7 4

なお、算定にあたっては社団法人交通工学研究会編集・発行「改定 平面交差の計画と設計」を参考にするほか、交差点形状や道路構造等によりこの算定方法によりがたい場合は別途協議することとする。

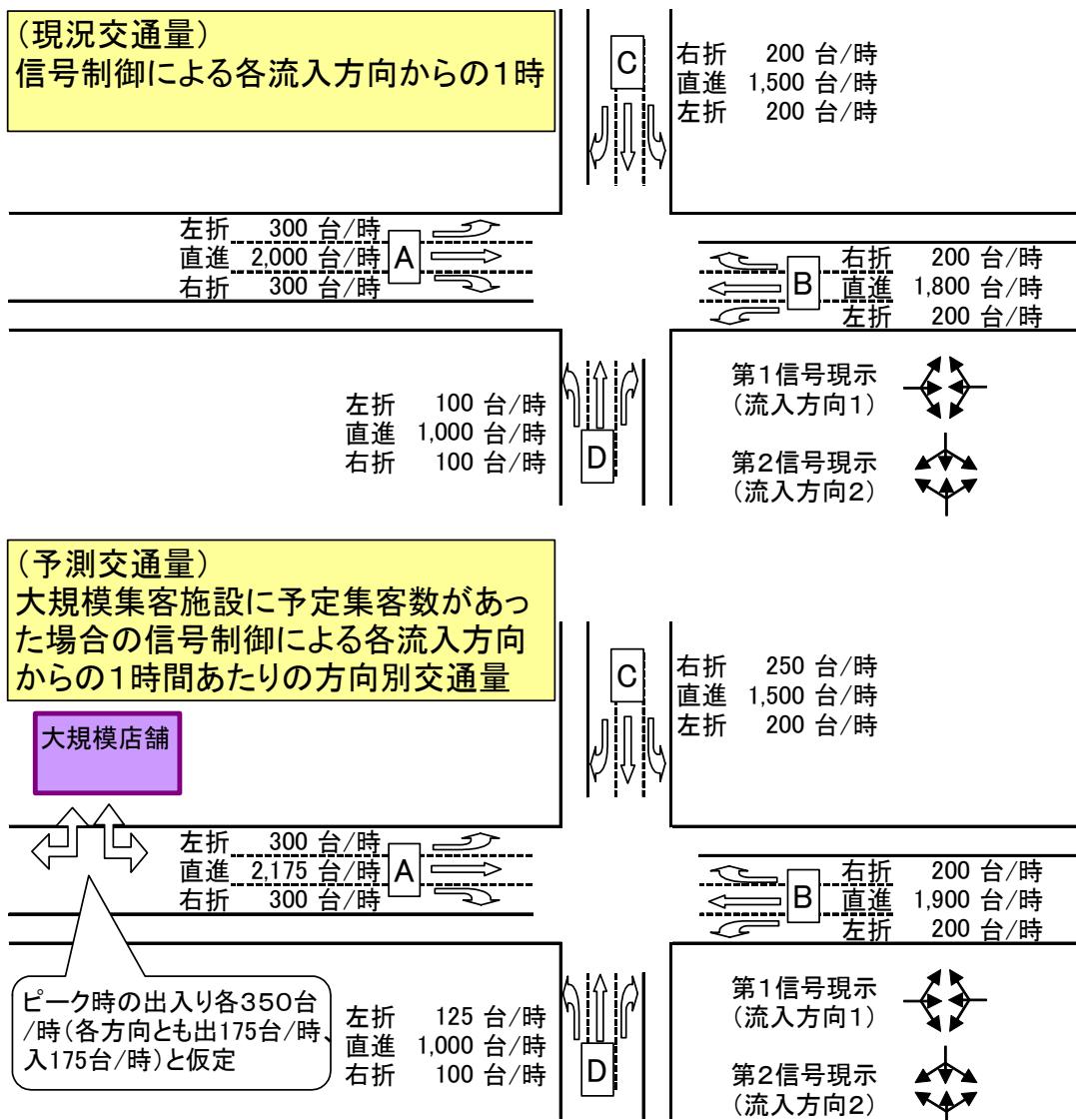
※「大規模集客施設」は「大規模店舗」と読み替えて適用する。

2. 算定にあたり配慮する事項

- (1) 敷地から半径 2 km 以内にある主要な交差点（複数の 2 車線以上の道路が信号制御により交わる交差点）において算定する。
- (2) 算定にあたり、交通量調査等を実施するなどして時間毎の現況交通の実態を把握する。
- (3) 大規模店舗に予定集客数があった場合の時間毎の出入り交通量を算出する。
- (4) 算定する時間帯は、(2) と (3) の同じ時間毎を合計したもので、主要交差点の飽和度が最大になる時間帯とする。
- (5) 平日及び休日の両日において算定する。
- (6) 当該大規模店舗の周辺に、新築等の時期が同時期となる他の大規模集客施設の立地計画がある場合は、それらの発生集中交通量も考慮して交通量予測をおこなう。
- (7) 将来において周辺道路の整備計画がある場合にあっては、使用開始時における道路整備状況を基本にして交通量予測をおこなう。
- (8) 必要に応じて大規模店舗新設後の円滑交通処理について、交差点改良（右折、左折付加車線の設置等）や信号現示変更など設置者として必要となる対策を提案する。

3. 交差点飽和度の算定例

交差点飽和度の算定例



飽和交通流率の算定
(青信号1時間で通過できる自動車の台数)

道路条件			飽和交通流率							
	車線幅員(m)	縦断勾配(%)	大型車混入率(%)	基本値	車線幅員補正率	縦断勾配補正率	大型車混入率補正率	飽和交通流率(各車線)	飽和交通流率(流入計)	
A	直進 3.00	-1	15	2,000	1.00	1.00	0.90	1,800	5,292	
	右折 3.00		5	1,800	1.00		0.97	1,746		
	左折 3.00		5	1,800	1.00		0.97	1,746		
B	直進 3.00	+1	15	2,000	1.00	1.00	0.90	1,800	5,292	
	右折 3.00		5	1,800	1.00		0.97	1,746		
	左折 3.00		5	1,800	1.00		0.97	1,746		
C	直進 3.00	-2	10	2,000	1.00	0.99	0.93	1,841	5,212	
	右折 2.75		5	1,800	1.00		0.97	1,729		
	左折 2.75		5	1,800	0.95		0.97	1,642		
D	直進 3.00	+2	10	2,000	1.00	0.95	0.93	1,767	5,001	
	右折 2.75		5	1,800	1.00		0.97	1,659		
	左折 2.75		5	1,800	0.95		0.97	1,576		

現況・予測交通量と飽和交通流率

流入部	車線	現況交通量 (台／時)		予測交通量 (台／時)		飽和交通流率 (台／青1時間)
		流入方向1	流入方向2	流入方向1	流入方向2	
A	第1車線	2,600		2,775		5,292
B	第1車線	2,200		2,300		5,292
C	第1車線		1,900		1,950	5,212
D	第1車線		1,200		1,225	5,001

交差点飽和度の算定
(流入部毎の(交通量／飽和交通流率)の計算)

流入部	現況		予測		摘要
	流入方向1	流入方向2	流入方向1	流入方向2	
A	0.491		0.524		
B	0.416		0.435		
C		0.365		0.374	
D		0.240		0.245	
各現示の飽和度	0.491	0.365	0.524	0.374	各現示における最大値
交差点飽和度	0.856		0.899		各流入方向の計

↑
集客時飽和度

届出様式の記載要領

【記載要領】

◇ 設置届

「届出者」

- ・大規模店舗を設置しようとする方の名称及び氏名を記入する。
- ・届出者が複数の場合は連名で記入する。

「設置の種類」

- ・「新築・増築・改築・用途変更」のうち、該当するものを○で囲む。
 - 新 築：新たに建築物を造ることであり、改築に該当する場合を除く。
 - 增 築：既にある建築物の床面積を増加させることであり、改築に該当する場合を除く。
 - 改 築：建築物の全部若しくは一部を除却し、又は建築物の全部若しくは一部が災害によって滅失した後、引き続き同一敷地内において用途、規模及び構造の著しく異なる建築物又はその部分を造ることをいう。
- 用途変更：既存の建築物の用途の変更により集客施設の用途に供することをいう。

「大規模店舗の名称」

- ・新設を予定している大規模店舗の名称を記入する。
- ・決定していない場合は仮称により記入する。

「大規模店舗の敷地の所在地」

- ・設置を予定している敷地を記入する。
- ・複数の地番数がある場合は代表となる地番の後に外と記入する。

「大規模店舗の用途」

- ・該当する用途を全て記入する。 (P 8 「対象施設」 参照)

「大規模店舗の総床面積」

- ・大規模店舗の総床面積には、大規模店舗の床面積の合計を記入する。
 - ※ 床面積とは、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をう。
 - ※ 床面積には、店舗等の用途に供する部分のほか、通路、バックヤード、荷さばき施設、廃棄物等保管施設、店舗運営のための事務室、トイレ、厨房などを含む。
 - ※ 2棟以上からなる大規模店舗の床面積の算出に当たっては、駐車場、私道等を共用し、開発、出店方法等からみて一体的な利用が認められるときは、これら全ての床面積を合計して算出することとする。

「設置工事に着手する予定の日」

- ・届出施設に係る工事に着手する予定日を記入する。 (P 24 「※設置工事の着手とは」 参照)
※ なお、届出後一定期間は工事の着手が制限されるので、注意すること。 (P 23 参照)

◇ 添付する書類

「概要を記載した図面」 …条例第8条3項第1号

- ・図面には、大規模店舗の敷地の区域及び面積、各建築物の配置、用途及び規模並びに構造設備の概要、駐車場の位置及び出入り口を記載するとともに、周辺道路の入ったものとする。
- ・変更に係る場合は、変更前の図面を添付するなど、変更前後が明確にわかるようにする。
- ・図面の縮尺は1/1,500程度とする。

「要件を備えた場所に立地することを証する書類」 …条例第8条第3項第2号

- ・任意の様式で結構であるが、地域要件に適合していることを要件毎に記載する。
- ・敷地の境界から半径1km以内の集客施設及び公共公益施設の数、鉄道駅及びバス停留所の数（施設規模によっては半径2km以内）、敷地の境界から半径2km以内の2車線以上の道路密度等の根拠については「土地の利用の現況を記載した図面」で示す。

「土地の利用の現況を記載した図面」 …規則第4条第3項第1号

- ・敷地の境界から半径1km以内の集客施設及び公共公益施設、鉄道駅及びバス停留所の位置（施設規模によっては半径2km以内）を示す。
- ・敷地の境界から半径2km以内の2車線以上の道路及び主要な交差点を示す。
- ・図面の縮尺は1/10,000程度とする。

「確認若しくは許可の申請又は届出を行おうとする時期を記載した書類」

…規則第5条第3項第2号

- ・任意の様式で結構であるが、当届と関係する法令に基づく手続きの予定時期を記載する。

◇ 提出部数

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まい住まいまちづくり課に正本1部及び必要部数の副本を提出する。（副本の必要部数については、住まいまちづくり課に事前に確認のこと。）

届出様式及び記入例

大規模店舗設置届出書

年　月　日

職　氏　名　様

届出者　住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名　㊞

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大規模店舗の設置（新築・増築・改築・用途変更）について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模店舗の名称	
大規模店舗の所在地	
大規模店舗の用途	
大規模店舗の総床面積	
設置工事に着手する予定の日	年　月　日
大規模店舗の予定集客数	年・月・日当たり 約　　人

注1 施設設置者が複数の場合は、連名で届け出ること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

記入例

様式第1号（第4条関係）

大規模店舗設置届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

鳥取県知事 〇〇〇〇 様

届出者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇
氏名 〇〇商事(株)
代表取締役 〇〇〇〇 国
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
(連名の場合→) 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇
氏名 〇〇商事(株)
代表取締役 〇〇〇〇 国
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

大規模集客施設の設置（新築・増築・改築・用途変更）について、鳥取県大規模集客施設立地誘導条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模店舗の名称	〇〇電気〇〇店
大規模店舗の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地外
大規模店舗の用途	物販店舗
大規模店舗の総床面積	〇〇〇〇m ²
設置工事に着手する予定の日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
大規模店舗の予定集客数	年・月・日当たり 約〇〇〇〇人

注1 施設設置者が複数の場合は、連名で届け出ること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

住民説明会開催結果報告書

年　月　日

職　氏　名　様

報告者　住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大規模店舗の設置（の変更）について住民説明会を終了したので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第9条第5項の規定により、次のとおり報告します。

大規模店舗の名称			
新設（変更）届出年月日		年　月　日	
開催日時		年　月　日　時　～　時	
開催場所			
出席者数		人	
説明者	職名		
	氏名		
開催の公表	公表の方法		
	内容		
	公表した日	年　月　日	
関係住民が述べた意見		当該意見に対する見解	

記入例

様式第2号（第5条関係）

住民説明会開催結果報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

鳥取県知事 ○〇〇〇 様

届出者 住所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇
 氏名 ○〇商事(株)
 代表取締役 ○〇〇〇 団
 電話番号 ○〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 (連名の場合→) 住所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇
 氏名 ○〇商事(株)
 代表取締役 ○〇〇〇 団
 電話番号 ○〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

大規模店舗の設置について住民説明会を終了したので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第9条第5項の規定により、次のとおり報告します。

大規模店舗の名称	○〇電気〇〇店	
新設（変更）届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
開催日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時～〇〇時〇〇分	
開催場所	〇〇地区〇〇公民館	
出席者数	〇〇人	
説明者	職名	〇〇支店 〇〇部長
	氏名	〇〇〇〇
開催の公表	公表の方法	〇〇市広報紙への掲載
	内容	
	公表した日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
関係住民が述べた意見		当該意見に対する見解
(1) ○〇〇…	(2) △△△…	(3) ■■■…
(1) ○〇〇…	(2) △△△…	(3) ■■■…
(1) ○〇〇…	(2) △△△…	(3) ■■■…

注1 設置届出者が複数の場合は、連名で報告すること。

2 住民説明会の開催日時等の公表の内容がわかるもの及び住民説明会において配布した資料を添付すること。

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

意見書

年　月　日

職　氏　名　様

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(大規模店舗の名称)の設置(の変更)について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第10条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

なお、本書が同条第3項の規定により設置届出者に送付され、その概要が同条第4項の規定により公表されることを了承します。

記

(意見の内容)

注　氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

記入例

様式第3号（第6条関係）

意見書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

鳥取県知事 〇〇〇〇 様

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇
氏名 〇〇自治会長 〇〇〇〇 団
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇電気〇〇店の設置について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第10条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

なお、本書が同条第3項の規定により設置届出者に送付され、その概要が同条第4項の規定により公表されることを了承します。

記

(意見の内容)

(1) 〇〇〇…

(2) △△△…

(3) □□□…

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

見解報告書

年　月　日

職　氏　名　様

報告者　住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大規模店舗の設置（の変更）についての意見に対する見解について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第10条第4項の規定により、次のとおり報告します。

大規模店舗の名称	
設置（変更）届出年月日	年　月　日
関係市町村長又は関係住民の意見	当該意見に対する見解

注1 設置届出者が複数の場合は、連名で報告すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

記入例

様式第4号（第7条関係）

見解報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

鳥取県知事 〇〇〇〇 様

届出者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏名 〇〇商事(株)

代表取締役 〇〇〇〇 団

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(連名の場合→) 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏名 〇〇商事(株)

代表取締役 〇〇〇〇 团

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

大規模店舗の設置についての意見に対する見解について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第10条第4項の規定により、次のとおり報告します。

大規模店舗の名称	〇〇電気〇〇店
設置（変更）届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
関係市町村長又は関係住民の意見	当該意見に対する見解
(1) 〇〇〇…	(1) ●●●…
(2) △△△…	(2) ▲▲▲…
(3) □□□…	(3) ■■■…

注1 設置届出者が複数の場合は、連名で報告すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

対策報告書

年　月　日

職　氏　　名　様

報告者　住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大規模店舗の設置（の変更）についての知事意見等を踏まえて講ずる対策について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第11条第4項の規定により、次のとおり報告します。

大規模店舗の名称	
設置（変更）届出年月日	年　月　日
知事意見等	対策の内容等

注1 設置届出者が複数の場合は、連名で報告すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

記入例

様式第5号（第7条関係）

対策報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

鳥取県知事 〇〇〇〇 様

届出者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏名 〇〇商事(株)

代表取締役 〇〇〇〇 団

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(連名の場合→) 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏名 〇〇商事(株)

代表取締役 〇〇〇〇 団

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

大規模店舗の設置（の変更）についての知事意見等を踏まえて講ずる対策について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第11条第4項の規定により、次のとおり報告します。

大規模店舗の名称	〇〇電気〇〇店	
設置（変更）届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
知事意見等		対策の内容等
(1) ○○○…		(1) ●●●…
(2) △△△…		(2) ▲▲▲…
(3) □□□…		(3) ■■■…

注1 設置届出者が複数の場合は、連名で報告すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号（第9条関係）

異議申出書

年　月　日

職　氏　　名　様

申出者　住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大規模店舗の設置（の変更）についての知事意見等に異議があるので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第12条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

なお、本申出の審査が同条第4項の規定により公開で行われ、その結果が同条第5項の規定により公告されることを了承します。

記

大規模店舗の名称			
知事意見等を知り得た日 (異議の内容)	年　月　日		

注1 「知事意見等を知り得た日」は、設置届出者にあっては知事意見の通知を受けた日、関係市町村長にあっては知事意見等の送付を受けた日、関係住民にあっては知事意見等の公告のあった日とすること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

記入例

様式第6号（第10条関係）

異議申出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

鳥取県知事　〇〇〇〇 様

届出者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏名 〇〇商事(株)

代表取締役 〇〇〇〇 団

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(連名の場合→) 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏名 〇〇商事(株)

代表取締役 〇〇〇〇 団

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

大規模店舗の設置（の変更）についての知事意見等に異議があるので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第12条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

なお、本申出の審査が同条第4項の規定により公開で行われ、その結果が同条第5項の規定により公告されることを了承します。

記

大規模店舗の名称	〇〇電気〇〇店
知事意見等を知り得た日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
(異議の内容)	
(1) ●●●…	
(2) ▲▲▲…	
(3) ■■■…	

注1 「知事意見等を知り得た日」は、設置届出者にあっては知事意見等の通知を受けた日、関係市町村長にあっては知事意見等の送付を受けた日、関係住民にあっては知事意見等の公告のあった日とすること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

大規模店舗重要変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大規模店舗の設置について重要な変更をしたいので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模店舗の名称		
設置届出年月日		年 月 日
変更予定年月日		年 月 日
変更内容	変更する事項	
	変更前	
	変更後	
変更理由		

注1 設置届出者が複数の場合は、連名で届け出ること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

記入例

様式第7号（第10条関係）

大規模店舗重要変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

鳥取県知事 〇〇〇〇 様

届出者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏名 〇〇商事(株)

代表取締役 〇〇〇〇 四

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(連名の場合→) 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏名 〇〇商事(株)

代表取締役 〇〇〇〇 四

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

大規模店舗の設置について重要な変更をしたいので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模店舗の名称	〇〇電気〇〇店	
設置届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
変更予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
変更内容	変更する事項	用途
変更内容	変更前	〇〇市〇〇町〇〇番地〇
	変更後	●●市●●町●●番地●
変更理由	△△△…のため	

注1 設置届出者が複数の場合は、連名で届け出ること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

大規模店舗変更（設置中止）届出書

年　月　日

職　氏　名　様

届出者　住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名　㊞

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

大規模店舗の設置について、次のとおり変更（中止）をしたので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模店舗の名称	
設置届出年月日	年　月　日
変更（中止）年月日	年　月　日
変更内容 内 容	変更する事項
	変更前
	変更後
変更（中止）理由	

注1 設置届出者が複数の場合は、連名で届け出ること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

記入例

様式第8号（第11条関係）

大規模店舗変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

鳥取県知事 〇〇〇〇 様

届出者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏名 〇〇商事(株)

代表取締役 〇〇〇〇 団

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(連名の場合→) 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏名 〇〇商事(株)

代表取締役 〇〇〇〇 団

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

大規模店舗の設置について、次のとおり変更をしたので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模店舗の名称	〇〇電気〇〇店
設置届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
変更（中止）年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
変更内容	変更する事項 総床面積
	変更前 〇〇m ²
	変更後 ●●m ²
変更（中止）理由	△△△…のため

注1 設置届出者が複数の場合は、連名で届け出ること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

地域貢献活動認証申請書

年　月　日

職　氏　名　様

申請者　住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年における地域貢献活動について知事の認証を受けたいので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第18条第2項の規定により、次のとおり申請します。

大規模店舗の名称		
活動項目	実施時期	活動内容
	月　　日 ～ 月　　日	
目標		

注1 施設設置者が複数の場合は、連名で申請すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

記入例

様式第9号（第12条関係）

地域貢献活動認証申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

鳥取県知事 〇〇〇〇 様

申請者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏名 〇〇商事(株)

代表取締役 〇〇〇〇 国印

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(連名の場合→) 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏名 〇〇商事(株)

代表取締役 〇〇〇〇 国印

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

平成〇〇年における地域貢献活動について知事の認証を受けたいので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第18条第2項の規定により、次のとおり申請します。

大規模店舗の名称		〇〇電気〇〇店
活動項目	実施時期	活動内容
〇〇〇	〇〇月〇〇日 ～ 〇〇月〇〇日	〇〇〇…
目標	〇〇〇…	

注1 施設設置者が複数の場合は、連名で申請すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

地域貢献活動実施状況報告書

年　月　日

職　氏　　名　様

報告者　住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

知事の認証を受けた　　年における地域貢献活動の実施結果について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第18条第4項の規定により、次のとおり報告します。

大規模店舗の名称		実施結果
活動項目	計画内容	
	月　　日 ～ 月　　日	

注1 施設設置者が複数の場合は、施設設置者ごとに報告すること。

2 実施した活動の内容のわかる資料を添付すること。

記入例

様式第10号（第12条関係）

地域貢献活動実施状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

鳥取県知事 〇〇〇〇 様

報告者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏名 〇〇商事(株)

代表取締役 〇〇〇〇 団

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(連名の場合→) 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏名 〇〇商事(株)

代表取締役 〇〇〇〇 団

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

知事の認証を受けた平成〇〇年における地域貢献活動の実施結果について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第18条第4項の規定により、次のとおり報告します。

大規模店舗の名称		実施結果
活動項目	計画内容	
〇〇〇	〇〇月〇〇日 ～ 〇〇月〇〇日	〇〇〇…

注1 施設設置者が複数の場合は、施設設置者ごとに報告すること。

2 実施した活動の内容のわかる資料を添付すること。

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
所属	
職名	
氏名	
上記の者は、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第19条第2項の規定に基づき立入検査を行う職員である。	
年 月 日	
職 氏名	印

(裏)

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（抜すい）
(立入検査等)
第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設設置者に対し、大規模店舗の設置に関し報告を求めることができる。
2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、大規模店舗の敷地若しくは施設設置者の事務所に立ち入らせ、当該敷地、大規模店舗の設計図書その他の物件を検査させ、又は施設設置者、当該敷地の所有者、大規模店舗の設計者若しくは設置工事の施工者若しくは監理者に対して質問させることができる。
3 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。